

## 須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)

### (趣旨)

第1条 この要領は、改正品確法の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、須崎市が発注する営繕工事(建築物等の新築、改築、増築、模様替、改修及び修繕)において、原則土曜日及び日曜日を休工日とする「週休2日制モデル工事」(以下「モデル工事」という。)を試行するにあたり必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

#### 1 休工日

「休工日」とは、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された日をいう。

#### 2 祝日

「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、元日は除く(第4条において年末年始休暇6日間に含むものとする)。

#### 3 週休2日

(1)「完全週休2日」(以下、「週単位の週休2日」という。)とは、原則、対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を休工日とし、2日以上以上の休工日を確保している状態をいう。

(2)「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月ごとに、「休工日数の割合」(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の休工日を確保している状態をいう。

(3)「通期の週休2日」とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8/28日)以上の水準に達する状態をいう。

### (対象工事)

第3条 モデル工事は、次に掲げる営繕工事を対象とする。ただし、現場施工が7日未満の工事、工期や作業工程に制約がある工事又は社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事を含む。)については対象外とする。

#### ・受注者希望型

受注者がモデル工事の実施を希望する工事(第6条第2項に規定する特記仕様書の記載がない場合であって、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適当と認めた場合を含む。)

### (対象期間)

第4条 週休2日の対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)

は含まない。

#### (休工日の確保)

- 第5条 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合もモデル工事として認めるものとする。
- 2 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えるものとし、その場合もモデル工事として認めるものとする。
  - 3 分離発注の場合は、各発注工事単位で休工日を確保するものとする。
  - 4 祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

#### (実施方法)

- 第6条 受注者は、契約後速やかに休工日の予定を記載した計画表を提出し、週休2日の実施について発注者と協議を行う。受注者は、週休2日の実施を選択する場合、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」(別紙2参照)により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。
- また、受注者は工事完了前に実績の工程表を提出するものとする。なお、週休2日の実施にかかり契約工期の変更はしないものとする。
- 2 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示(別紙1参照)し、工期については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方([https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk4\\_000033.html](https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html))等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。
  - 3 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場の見やすい位置に掲示するものとする。(別紙3参照)
  - 4 受注者は、下請事業者を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
  - 5 受注者は、第5条第1項及び第2項の規定により、やむを得ず予定していた休工日に作業を行う場合や作業予定日を休工日とする場合は、事前にその旨を発注者に書面又は電子メールにより報告するものとする。
  - 6 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌等に記載し、発注者の求めに応じて実施状況を報告するものとする。
  - 7 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

#### (積算方法等)

- 第7条 発注者は、補正を行わずに発注するものとし、協議により選択した週休2日の取組を行う場合、実施状況を確認し、別紙4に掲げる補正分の増額を行う。ただし、工事着手前までに週休2日の実施について協議が整わなかったものは、増額の対象としない。

(アンケート調査等)

第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第9条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和7年7月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和8年3月1日から施行し、同日以後に積算を行う工事から適用する。

「週休2日制モデル工事」に関する特記仕様書への明示

「週休2日制モデル工事」の実施について

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。

実施にあたっては、須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)による。

受注者希望型

# 工事条件変更等確認要求書

年 月 日

須崎市長 様

(受注者)

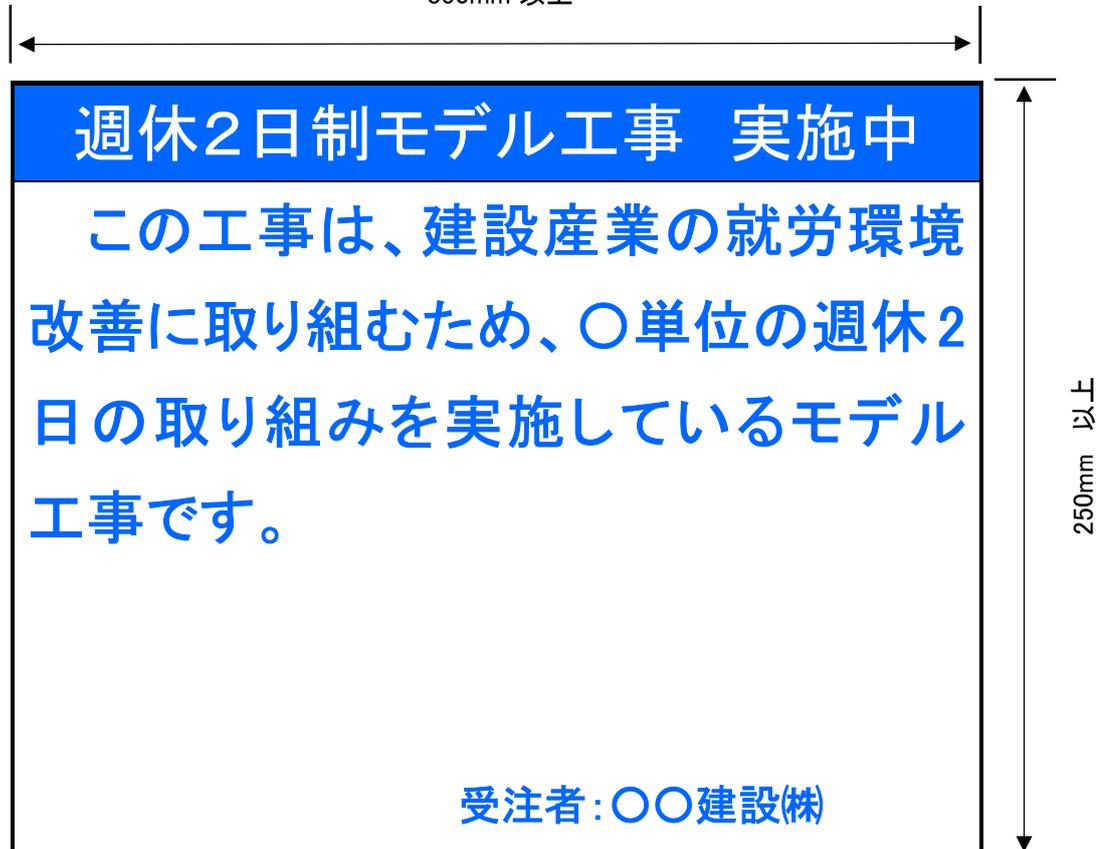
⑩

建設工事請負契約書第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名(工事番号)	〇〇〇〇工事(〇〇 第〇〇号)
2 工事場所	須崎市〇〇町
3 工期	年 月 日 ~ 年 月 日
4 変更事項	建設工事請負契約書第 18 条第 1 項第 4 号による
	<p>週休2日制モデル工事への取組</p> <p>須崎市「週休2日制モデル工事」試行要領(営繕工事編)に基づき、〇単位の週休2日の取り組みを実施したいので確認をお願いします。</p> <p>なお、休工日の予定を記載した計画表も併せて提出いたします。</p>

(掲示例)

350mm 以上



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するものとする。

## 1. 工事における労務費・現場管理費の補正係数について

表-1

	補正係数		
	週単位の週休2日	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.02	1.02	—
現場管理費	1.01	—	—

## 2. 単価の補正方法等

## (1) 複合単価

複合単価の労務単価は、表-1の補正係数を乗じたものを使用する。

## (2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算出する。

## 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

## 【執務並行改修の場合】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

(※) 執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(2)口の表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、本要領の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いること。

## (3) 物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いて、以下の式により算出する。

## 【新営工事、全館無人改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

## 【執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

## (4) 単位施工単価

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価(以下、「ベース単価」という。)に含まれる労務単価に表-1の補正係数を乗じて補正して算出する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価(以下、「シフト単価」という。)については、以下の式のとおり補正して算出する。

## 【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領} \\ \text{の補正係数を乗じた労務単} \\ \text{価を用い算定したベース単} \\ \text{価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

## 【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領} \\ \text{の補正係数を乗じた労務単} \\ \text{価を用い算定したベース単} \\ \text{価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

なお、補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位のモデル工事 及び 週単位のモデル工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※ 「市場単価」:市場単価及び補正市場単価、「物価資料」:物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位のモデル工事 及び 週単位のモデル工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15	
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位のモデル工事 及び 週単位のモデル工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22